令和５年度

財政援助団体等監査

結果報告書

安芸市監査委員

5 安 監 第 58 号
令和 5 年 12 月 6 日

安　芸　市　長　横山　幾夫　様
安 芸 市 教 育 長　藤田　剛志　様
安芸市議会議長　徳久　研二　様

安芸市監査委員　小川　広人
安芸市監査委員　藤田　伸也

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第 9 項により監査の結果を報告します。

目　次

第１　監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第２　監査の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第３　監査の実施内容及び着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第４　監査の評価基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第５　監査の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第６　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

土佐くろしお鉄道株式会社（補助金）　・・・・・・・・・・・・・・・3

安芸市教育研究会（補助金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

特定非営利活動法人　人権と環境を守り育てる会（指定管理）　・・5

一般社団法人　安芸市シルバー人材センター（指定管理）　・・・・6

第１　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査）

第２　監査の対象

１　補助金交付団体（令和 4 年度補助金）

補助金交付団体等	補助金の名称
土佐くろしお鉄道株式会社	安芸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金
安芸市教育研究会	安芸市教育研究会補助金

２　公の施設の指定管理者（令和 4 年度指定管理）

団体名	施設名
特定非営利活動法人 人権と環境を守り育てる会	安芸市児童センター
一般社団法人 安芸市シルバー人材センター	安芸市高齢者活動センター・老人憩の家

第３　監査の実施内容及び着眼点

１　補助金は出納その他の事務の執行が交付目的及び要綱に沿って行われているか、公の施設の管理が条例及び協定書に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。

２　安芸市監査基準（令和 2 年安芸市監査委員告示第 2 号）に準拠し、あらかじめ所管課から監査資料の提出を求め、担当職員及び団体関係者からの説明を聴取するとともに現地調査を行うなどの方法により実施した。

第４　監査の評価基準（抜粋）

（処理区分）

第 2 条　監査等の結果の処理区分は、次のとおりとする。

１　勧告事項

公務の執行や信頼性などの大きな影響を及ぼすおそれがあるもので、特別に措置を講じる必要があると認められるもの

２　指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要すると認められるもの

(1)　法令等（条例、規則、要綱、要領等を含む）に違反する事務手続で市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれがあるもの

(2)　正確性、経済性、効率性、有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続

(3)　行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で、何らかの改善を要する事務手続

(4) その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの

3　指導事項

指摘事項（1）～（3）までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が指導することが必要であると認めるもの

（措置状況の把握）

第 3 条　勧告事項及び指摘事項については、措置状況の報告を求める。

第 5　監査の期間

令和 5 年 10 月 25 日から令和 5 年 11 月 28 日

第６　監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。今後も関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行って下さい。

なお、事務上の簡易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

１　補助金交付団体等

（１）土佐くろしお鉄道株式会社（企画調整課所管）

ア　補助金の名称

安芸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金

イ　補助金の交付額

24,483,450 円（令和 4 年度実績）

ウ　補助金の根拠

安芸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱（平成 23 年 6 月 20 日施行）

エ　補助金の交付目的

南海トラフ地震対策及び安全輸送対策として、土佐くろしお鉄道が実施する高架橋の耐震化や車両設備更新等の助成を行うもの。

オ　事業概要

（令和 4 年度実績）	24,483,450 円
○線路設備　耐震対策工事	6,375,648 円
○線路設備　まくらぎ更新	987,165 円
○線路設備　軌道道床	1,453,676 円
○線路設備　高架橋修繕工事	1,768,442 円
○信号保安設備　線区集中形電子連動装置更新	8,888,666 円
○車両設備　9640 形気動車検査(3 両)	5,009,853 円

カ　監査結果

【指導事項】

●安芸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第 7 条及び第 12 条に規定する様式第 1 号及び第 5 号の財源内訳欄において工事内容ごとに安芸市の補助金額が記入されていなかった。今後は要綱で定めた様式での交付申請書及び実績報告書を提出するよう指導を行って下さい。

●安芸市鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱第7条第1号に規定する国への補助金交付申請書一式の写し及び第12条第2項に規定する国の補助金の額の確定に係る通知の添付がなかった。今後は添付書類のチェックを確実に行って下さい。

（2） 安芸市教育研究会（学校教育課所管）

ア　補助金の名称

安芸市教育研究会補助金

イ　補助金の交付額

590,020円（令和4年度実績）

ウ　補助金の根拠

安芸市教育研究会補助金交付要綱（平成30年4月1日施行）

エ　補助金の交付目的

安芸市立小中学校教職員等が、各教科及び領域等の内容並びに指導方法等について研究を深めることにより、教職員の資質向上及び指導力の向上を図るとともに、安芸市の教育を振興、発展させることを目的に実施する事業に助成するもの。

オ　事業概要

（令和4年度実績）	590,020円
○報償費	70,000円
○旅費	24,346円
○消耗品費	413,174円
○印刷製本費	82,500円

カ　監査結果

【指摘事項】

●この研究会の事務局は本市学校教育課にあり、安芸市任意団体経理事務取扱要綱(以下「任意団体要綱」という。)の適用を受ける。任意団体要綱第9条第2号に規定する請求書の添付がなく支払処理を行っている事例が見受けられた。リスク回避のため、今後は任意団体要綱に従って適正な経理事務を行って下さい。

2　公の施設の指定管理者

（1） 特定非営利活動法人　人権と環境を守り育てる会（福祉事務所所管）

ア　根拠条例等

安芸市児童センター条例

安芸市児童センター条例施行規則

イ　管理に関する協定等

安芸市児童センターの指定管理協定書

ウ　指定管理料

令和 4 年度指定管理料：6,484,000 円（協定書第 4 条明記）

エ　指定管理期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

ただし、双方に異議のないときは、1 年単位として指定期間を最長 10 年間延長できる。

オ　管理の概要（令和 4 年度実績）

安芸市児童センター （安芸市千歳町 1 番 33 号）	施設の概要	1979 年 3 月建築 鉄筋コンクリート陸屋根平屋 324 ㎡
	施設の設置目的	児童の健全な育成を図ることを目的とする。
	利用状況	利用者数　1,276 人 開館日数　291 日
	収支状況	（収入）　6,484,000 円 （支出）　6,484,000 円 （差額）　0 円

カ　監査結果

【指導事項】

●福祉事務所の備品台帳と児童センターの備品とに差異があった。

備品は、地方自治法第 237 条第 1 項で「財産」とされており、適正な管理を行って下さい。

（２） 一般社団法人　安芸市シルバー人材センター（市民課所管）

ア　根拠条例等

安芸市老人憩の家条例

安芸市老人憩の家条例施行規則

イ　管理に関する協定等

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家指定管理基本協定書

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家指定管理年度協定書

ウ　指定管理料

1,161,000 円（基本協定書第 4 条及び年度協定書第 1 条に明記）

エ　指定管理期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

オ　管理の概要（令和 4 年度実績）

安芸市高齢者活動センター・老人憩の家 （安芸市寿町 2 番 8 号）	施設の概要	1987 年 3 月建築 鉄筋コンクリート 2 階建 270.18 ㎡
	施設の設置目的	老人の教養の向上と健康の増進を図ることを目的とする。
	利用状況	利用者数　1,367 人 利用回数　 144 回
	収支状況	（収入）　1,161,002 円 （支出）　1,161,002 円 （差額）　　0 円

カ　監査結果

●今後も引き続き適正な維持管理を行って下さい。